

秀

衡

入

秀 衡 入

にげ松云々盛
衰記に八松原と
いへる所なるべ
し

花は咲かねど櫻
川身には著ねど
も衣川―此句十
二段草子にもあ
り

わつば―童

さても御曹子は駿河の國吹上の濱を立出でて、あづまをさしてぞ下られける。通らせ給ふはどこくぞ、にけ松、おい松、さがり松、いその松原打過ぎて、武藏の國へぞつかれける。御曹子は一首の歌をあそばしける。

武藏野は行けども秋のはてもなしいかなる風の末に吹くらん

とあそばし、下らせ給ひける間、あしがら山を左手に見て日光山を右手に見て、花は咲かねど櫻川、身には著ねども衣川をも打過ぎて、都を出でて昨日今日とは思へども、七十五日と申すには、遙かの奥に聞えたる奥州平泉磐井の郡にぞつかせ給ふ。かゝりける所に二十ばかりの男隼鷹一もと据ゑさせて通りける。御曹子は御覽じてなめならず喜び給ひ、左手の袂を控へつゝ、のういかに、みづからは都の者にて候ふが、遙かの奥に聞えたる秀衡が館を教へてたべやとの給へば、此者聞いて腹をたて、推參なるわつばか

言ひごとかな、辱かたじけなくも秀衡殿と申すは田舎ゐなにおいてさすが上うへこす人もなければ、兩國に誰たれか争ふべきぞ、土御門の御所様ごしよさまとてあだに申さぬに、旅のわつばが分ぶんとして秀衡がなんどと言ひける事こそ推參なれ、こゝは一つ咎めばやと思ひしが、待てしばし我心、今は平家の世にて源氏の御代とては一つもなし、自然都におはします源氏の大將三代承恩さうおんの御主牛若君おしうなんど下らせ給ふ事もあるらん、是を咎むるものならば、我等が命いのちはあるまじき、只教へ申さんとて、いとこまぐとぞ申しける。

秀衡殿を御尋ねある、秀衡殿はあの壕ほりの中に見えたる、壕のうち屋形かきの数は六萬九千三百八十四あり、御所様をば八町四方よほうに建てさせ、四方に門もんをぞすゑられける、東の門は御成の門、西の門は上臈達の御いである門、北の門はいやしき者が出入る門、南の門は朝夕大名高家の御出仕の門、乾いぬゐにたつたる門はあれこそ都におはします源氏の大將三代承恩主君牛若君なんどの下らせ給ふ事もあり、その殿入れ奉らんとて、常に人の出入る事なき門なれ、則ち名をばあけずの門とも申す也、かのあけずの門の口に、玉の反橋そりはし五十四間けんに掛けさせたり、いとま申してさらばとて通りける。御曹子はなのめならずと思召し、雲るに届くばかりにて急がせ給ひける程に、佐藤の館たちにぞつき給ふ。彼のあけず

の門を見て、あれが入口には玉の反橋五十四間にかけさせて瑠璃の擬寶珠磨きたて、その橋のしたには弘誓の舟を繋がせける。天より桂男が天降り、法華經八卷帆にかけ黄金の棹をさよせつと、西方へきりよくと漕がせたるは、法性眞如の極樂世界と申すとも、これにはいかで勝るべき。其次を見てあれば、番の者三千餘騎ぞするられける。御曹子は御覽じて、是をすぐに通るものならば、彼奴めらが眼に霧の印を結びてかけ候はでは通る事なるまじきと思召し、彼の者どもに霧の印をかけ、我身には小鷹をめされ中有へ飛んで舞ひあがり、高き築土ひらりと飛んで越え、屋形をさいてぞ入られける。さて其次を見てあれば、釣鐘が七十五、調子がねが七十五あり、半鐘細工が百餘人、冑細工が百餘人。其次を見てあれば、秀衡殿の若黨共と打見えて二三百人集りて、臺目くつたり箭矧いだり、碁將碁雙六に心を入れたる所もあり。又傍を見てあれば、相撲を習ふ所もあり。その次を見てあれば、年寄共とおほしきが集りて、弓矢の評定とりなり。その次を見てあれば、十四五なる兒達が四五十人集りて、歌や草子に心を入るゝ所もあり。その次を見てあれば、上下を著たる者共が四五百人集りたるを、あれは何者ぞと人に問へば、あれこそ秋田、坂田の者共が秀衡様への訴訟の者よとぞ語りける。其次を見てあ

てるい―義經記
に照日太郎たか
はるとある人な
るべし
からうと―唐櫃
かつた―刈田
にた云々―未詳

とつひ―未詳

むら雲やつて―
未詳

きんじよ―近所

れば、てるい殿が奉行にて八百八十八つのからうとよりも物具共を取出だし、名つがひす
る所もあり。其次を見てあれば、番場、醒井、かつた、柴田、にたつてかさいではの御屋
形を初めとして、以上大名達の其敷は七千餘騎のつもりなり。御曹子は御覽じて、あつぱ
れ大果報なる牛若かな、かゝる東のはてまでもよき郎等をもちたるよな、當時都にとき
めき給ふ平家の清盛もかほどゆゑしき事はなし。さても其次を見給へば、四十二坪の座
敷あり、中にも秀衡殿のいつもの座敷と打見えて、紫檀で床を張らせつゝ、疊にとりて
何々ぞ、縹緗縁に高麗縁、錦の縁、綾の縁、紫縁に虎の皮に豹の皮、華氈、毛氈、木綿氈、と
つひの御座を初めとして、段々にむら雲やつて、さつくとまはり敷きにぞ敷かれける。
うしろには白銀のよりかゝり、ぶんどろ添へて置かれたり。御曹子は御覽じて、あれこ
そ牛若直るべき座敷よと思召し、大勢の番衆共が心をひき見んそのために、草鞋をはき
ながら編笠を召し、大勢の其中を憚らずぐにつゝと通らせ給ひて、とつひの御座にむ
ずと直らせ給ひ、遙かの末座をはつたと睨まれければ、きんじよ外様の人々がこれを見
て、あれは天から降りたるか、又は地よりも湧きたるか、たとひ天よりも降らうとも、
たとひ地よりも湧かうとも、急ぎ白洲に引きおろせ打擲せよ、打て搦めよとひしめきけれ

ども、ちつとも動顚し給はず、知らざる由にておはします。

かよりける所にこゝにあさのうとて生年十九になりけるが、折節其日の奉行なり。何を騒ぐぞ、鎮まり給へ方々たち、こゝに思ひ當りたる事のあり、今は都は平家にて源氏の御代とては一つもなし、自然都におはします牛若君など下らせ給ふ事もあるらん、慌てて事を仕損ずな、まづこれをば秀衡様へ伺ひ申してのち、湯とも水ともなさん事はいと易しとて、奥へつつと入り、秀衡様はと問へば、御風呂へとぞ答へける。あさのうはやがて御風呂へまゐり、いかに申しあけ候ふ、只今不思議なる事の候ふ、年の程十四五ばかりの少人十二ほかけたる編笠に、物見の窓を明けさせて深々と召したりけるが、ほゝ眉に薄化粧、齒さきとつて鐵漿黒なり、およそ此人を見申すに百萬騎が大將と申すとも是にはいかで勝るべき、召したる衣装は十八五色の絲をもつて七所に縫物縫うたる直垂を折目氣高く召したりける、黄金作りの御佩刀をたびあまかはにて包ませ、草鞋をはきながら大勢の大名小名の中を憚らず通らせ給ひて、とつひの御座に直らせ給ひ候ふを、皆この由を見、御座より引きおろせ、打てはれなんどとひしめきけれども、ちつとも動顚し給はずおはします、今日の御座敷の御番はそれがしにて候ふ程に、伺ひ申さんため

十二ほかけたる
―未詳
ほゝ眉―ぼろぼ
ろ眉毛
齒さきとつて―
とつてはそつて
たびあまかは―
旅雨皮にて袖紙
をいふ

に、これまで参りて候ふとぞ申しける。

さる程に秀衡殿はつたと横手を打ち、これは夢かや現かや、それこそまがひなきわがために三代承恩の主君しうぎんにてましますぞや、いかにやあさのう、物を語つて聞かせん、よくくゝそれにて承れ、某それがし一とせ奥州五十四郡のみ年貢を供へんために都へ上りて候ふ也、年號を申せば平治元年正月一日の事なるに、義朝めでたき若君一人まうけさせ給ふ、義朝よりの御説には、奥秀衡は果報めでたき者なれば、此若を汝に取らするぞ、よくば主とも仰ぐべし、あしくば子とも思へとて、鎌田兵衛を御使として七度の御使を下されける、某随分辭退申せしかども、重ねて御説の下るゆゑ一間所ひざまじころへ立寄りて、指を折り數ふれば、其年は丁ひのさの丑の年の丑の日の丑の刻、則ち丑の方はうへ向はせ給ひて、御産ならせ給ひし君なれば、御名を牛若君とつけんとて、さてこそ牛若君とは申すなり、かくて若君への御祝言に名馬を揃へて千匹、鞍せんくちを千口、鎧千領、胄千はね、薙刀千枝、太刀千振、刀千腰、槍千筋、弓千張、眞羽まはの矢すぐつて一萬筋、靱千うづばほへ、白綾百反、卷絹千匹、沙金千兩、料足千貫、白銀千枚、こふくの綿八千は、かやうの祝いはひをまるらする。義朝この由御覽じて、御喜びは限なし、いでく秀衡に知行を取らせんとて墨すり流し筆に染

胄千はね一庭訓
往來にも甲各一
劍とあり
眞羽一鷲の羽を
いふ
千はへ一千はん
の衍か
こふくの綿一こ
ふくは御福にて
祝ひていふにや

へい閉伊
まふしさは未
詳
えびすがしやう
一夷が城か
御ゆう御恩又
は御ゆるの誤か

大薙刀にすそ
誤脱あるにや通
ぜず

め、越後七郡、佐渡三郡、出羽は十二郡、奥州五十四郡、合せて七十六郡の所下さるゝ、源の義朝判とあそばして、某に下されける。御判を戴き急ぎ此所に下りつき、へいまふしさはえびすがしやうに至るまで、百萬騎をたなびき所知入りして、今において土御門の御所様と仰がれ申すも、ひとへに此君の御ゆうぞかし、はやく参りて拜み申せ、あさのうとぞ仰せける。さる程にあさのうは時の面目施して急ぎ座敷へかへりつゝ、三代承恩の君と聞くよりも、頭を地につけ三度までこそ拜みけれ。

高く物をば申さず呬き聲にて、相構へてあやまちばしすなとぞふれにける。其後秀衡殿は御對面のそのために風呂よりあがらせ給ひ、清けなる者を七八人つれ、大薙刀にすそなかの出居へゆらりと出でけるが、御曹子を一目見るよりも、薙刀かしこへからりと捨て、椽より下へ飛んでおり、頭を地につけ畏まる。人々は此由を見るよりも飛びおり飛びおり、或は椽より下へまろび落ち、頭を下へとひしめきける。御曹子は御覽じて、いかにあれなるは秀衡禪門か、これへくと仰せけれども、暫く恐れて参らず。重ねていかにと仰せければ、御座間近くに畏まり、涙を流し頭を地につけ、三度拜み、こは淺ましき次第かな、御代が御代にてましますば、輿車に召され御供には大名小名つきまゐら

白河二所の關—
旗宿村の首尾に
二ヶ所に關門を
設けしよりいふ
なるべし

百姓—傍訓原本
に従ふ
をうくわう—鞍
馬の別當東光房

せ候はんものを、御代に渡らせ給はぬとて、遙々の此道を只一人下らせ給ふ事こそ何よりもつて口惜しけれ、秀衡夢にも存じ申さば、三千餘騎を催して白河二所の關までも御迎ひに參らんものを、夢にも御下向を存じ申さず、何よりもつてくちをしけれ、御許させ給へとて、涙を流して申しければ、御曹子聞召し、いや苦しうもなきぞとよ、われ遙遙これまで下る事別の子細にても候はず、我ら二歳にて父に後れ母の懷に抱かれ、大和の國宇陀の郡龍門の牧へ遁け上り、土民百姓等に交りしより後は、敵の中へ母諸共に生捕られ、七歳まで甲斐なき母に育てられ、七歳の年鞍馬へ上り、とうくわうを師と頼み、生年十五まで學問致して候ふが、都に平家の誇るを見れば、手にとる筆も身にします、學問心にします、餘りにくちをしさのまゝに、鞍馬の寺を忍びいで、遙々これまで尋ね下りて候ふぞや、萬事は御身を頼み申す也、せめて十萬餘騎を催し、都へ攻め上り驕る平家を平けて、源氏の代となしてたべ秀衡殿とぞ仰せける。承りて秀衡は、をよ有難の御説かな、御代が御代にてましますば、御目にかゝりたきと申すとも、いかでか御目にかゝるべき、御代にてましますねばこそ、我に従はせ給ひて頼まんなどとの御事は、一入有難う存する也、御心安く思召せ、秀衡かくて候へば十萬餘騎はさておきぬ、百萬騎をなり

とも催して、驕る平家を平け、源氏の御代となしてまゐらすべし、若君様とぞ申しける。それはともあれかくもあれ、まづ風呂を結構に飾つて、旅の御やつれを直し申せや人々と仰せける。御曹子は聞召し、なのめならず思召し、御風呂へ入らせ給ふ。昨日までも今日までも、只一人すくくと下らせ給ふとはいへども、風呂の御供は三千餘騎とぞ聞えける。秀衡の總領錦戸、次男泰衡、三男泉の三郎を初めとして、五人の子どもは弓手馬手より御垢にまゐりける。かくて風呂より上らせ給へば、山海の珍物、國土の菓子くわしを調へもてなし奉る。酒もなかばと見えし時、よき女房たち十二人すぐりて中なかの出居へ出し、順じゆんの盃めぐらし、逆さやくの盃飛ばせ、七日七夜の御遊び、申すもなかく、おろかなり。

奥方の者共これを聞き、鞍馬におはします源氏の御大將牛若君の下らせ給ふと聞いてあり、いざや行きて拜まん、尤も然るべしとて、日々に出仕は隙ひまもなし。御曹子は御覽じて、軍奉行のてるいを召して、かほど多き人中に何とて吉次は参らぬぞ、それく吉次が宿しゆくへ使を立てよと仰せける。承ると申して、吉次が宿やどへ使を立てられける。吉次大きに驚き、胸打騒ぎ母の御前に参りつゝ、いかに申さん母上さま、某は秀衡殿の御代官として、年に一度づつ都へ上り候ふが、東あづまへの往來の道の祈禱と存じ、鞍馬へ参りかねの

宿しゆくの傍
訓原本に従ふ恐
ろくば

さんくう—未詳
十四五ばかりな
—十四五ばかり
なるの誤脱か

ざふだ—難賦に
て荷馬の意
そくけさする—
そくげさするの
術か

さんくうを參らせて候ふが、奥よりも年の齡よはひは十四五ばかりな少人一人いで、御身はいづくの者ぞと問うてある程に、其時某申しけるは、これは佐藤秀衡殿の御代官金賣吉次とはわが事也と申しければ、都三條室町絲屋が小路こうぢのこめやが息子むすこにて候ふが、父母の勘當を得て、いづくの方かたへも行かん方の候はぬが、あはれ連れて下りてたび給へ、其義ならば道の間あひだの御奉公をば隨分申さんと申されける程に、誰たれやの人とも知らずして、名をばきやうとうだと付け、太刀をかつがせ、馬追となして、これまで連れて下りて候ふが、今聞けば源氏の御大將牛若様と聞いてあり、牛若様の御手にかより討たれん事は治定なり、空しくなるならば死出の山にて待ち申さん、名残をしの母上様や、いとま申してさらばとて、御所をさいてぞ參りける。遙かの末座はつざに畏まり、上座をきつと見てあれば、案の如く鏡の宿にてきやうとうだとなしたる君にてあり。はつと思ひて物をもえ言はで、赤面してこそ居たりけれ。御曹子は御覽じて、いかにあれなるは吉次信高か。さん候ふ。いかに吉次、只人には情なさけあれ、情は人のためならず、まはれば我身に報ふぞかし、それをいかんと申すに、近江の國鏡の宿しゆくにて四十二匹のざふだ共に水をそくけさするとて、鞭ふり上げしこれ一つ、又美濃の國青墓の宿、長者の前にて酌とり損じたる

とて、當座の恥を與ゆるこれ一つ、又駿河の國吹上濱にて不慮のやまう惱みしを左右なく見棄てて下る事、何よりもつて恨みなり、吉次いかにと仰せける。秀衡此由承り、されば夢か現か、昨日までも今日までも、只一人下らせ給ふかところを思ひしに、あの賤しき吉次が供をして、あらぬ風情にて下らせ給ふかよ、其義ならば人手にかけて何かせん、討つて君へ參らせんとて、薙刀の鞘はづし吉次にとつてかゝれば、露の命は危けにぞ見えにける。元より御曹子は早業の事なれば、秀衡がうつ薙刀を中有にて奪ひ取り、物をきけ秀衡、恩の得て恩を知らざるは鬼畜木石に譬へたり、港なうして船つかず、橋なくて渡りなし、それをいかにと申すに、我ら鞍馬の寺よりはるくこれまで下る事、ひとへに吉次が故ぞかし、思ひとゞまれ秀衡殿とぞ仰せける。秀衡承つて進むに及ばず、薙刀鞘へぞ納めける。御曹子はこれは一旦の恨みまで、それく吉次に盃いだせと仰せける。承ると申し、月のたいに日の盃なかにいだせば、御曹子御盃取上げさせ給ひて、吉次に下さるゝ。吉次餘りの有難さに、御盃賜はつて三度までこそ汲んだりけれ。御曹子は墨すり流し筆にそめ、薄様をとつて一重ね、一のへいの傍に八百町の所をば吉次に下さるゝと、御判をあそばし賜はりける。吉次御判を戴き、命を助かるのみならず、

月のたい一月の
盃か
なかさ一中座か

